

福山共同発電所更新計画
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成28年3月

瀬戸内共同火力株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
(1) 開催日時	2
(2) 開催場所	2
(3) 来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解	14

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及び要約書を公告の日から起算して1月間の縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

平成28年1月26日（火）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞による公告

平成28年1月26日（火）付けで、以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

（別紙1参照）

- ・ 中国新聞（朝刊26面、福山版）
- ・ 山陽新聞（朝刊24面、笠岡・井原・浅口圏版）
- ・ 読売新聞（朝刊31面、岡山版，朝刊31面、備後版）
- ・ 朝日新聞（朝刊31面、岡山版，朝刊31面、備後版）
- ・ 産経新聞（朝刊22面、岡山版，朝刊22面、備後版）
- ・ 毎日新聞（朝刊24面、岡山版，朝刊24面、備後版）

② 上記の公告に加え以下の「お知らせ」を実施した。

- ・ 福山市、笠岡市の広報誌に掲載

広報ふくやま、広報かさおか〔平成28年2月号、平成28年2月1日（月）発刊〕

（別紙2参照）

- ・ 当社ホームページに平成28年1月26日（火）から掲載

（別紙3参照）

<http://www.setouchi-kyouka.co.jp/asesu/>

- ・ 福山市、笠岡市のホームページに平成28年1月26日（火）から掲載

福山市 <http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>

笠岡市 <http://www.city.kasaoka.okayama.jp/>

（別紙4参照）

(3) 縦覧場所

関係地域の自治体庁舎等6箇所、当社施設1箇所の計7箇所にて縦覧を実施した。また、当社ホームページにおいてインターネットの利用により公表した。

① 自治体庁舎等

- ・ 広島県庁環境県民局環境保全課（広島県中区基町10番52号）
- ・ 広島県東部厚生環境事務所・保健所福山支所（広島県福山市三吉町一丁目1番1号）
- ・ 福山市役所経済環境局環境部環境保全課（広島県福山市東桜町3番5号）
- ・ 福山市東部市民センター（広島県福山市伊勢丘六丁目6番1号）

- ・ 笠岡市役所市民生活部環境課（岡山県笠岡市笠岡 2369 番地 14）
- ・ 笠岡市立図書館（岡山県笠岡市六番町 1 番地 15）

② 当社

- ・ 瀬戸内共同火力株式会社 本社事務所（広島県福山市鋼管町 1 番地）

③ インターネットの利用による公表

- ・ 当社ホームページ上における下記のウェブサイトで方法書及び要約書を公表した。
<http://www.setouchi-kyouka.co.jp/asesu/> (別紙 3 参照)

(4) 縦覧期間

縦覧期間は、平成 28 年 1 月 26 日（火）から平成 28 年 2 月 25 日（木）までとし、自治体庁舎及び当社本社事務所は、土曜日、日曜日、祝日は除いた。また、笠岡市立図書館は月曜日、祝日、毎月最終金曜日を除いた。なお、当社本社事務所については、縦覧期間終了後も平成 28 年 3 月 11 日（金）まで閲覧可能とした。

縦覧時間は自治体庁舎及び笠岡市立図書館は開庁、開館の時間とし、当社本社事務所は 9 時から 17 時とした。

なお、インターネットの利用による公表については、平成 28 年 1 月 26 日（火）から平成 28 年 3 月 11 日（金）まで閲覧可能とした。

(5) 縦覧者数

① 縦覧者総数 55 名

(内訳)

・ 広島県庁環境県民局環境保全課	0 名
・ 広島県東部厚生環境事務所・保健所福山支所	1 名
・ 福山市役所経済環境局環境部環境保全課	7 名
・ 福山市東部市民センター	3 名
・ 笠岡市役所市民生活部環境課	3 名
・ 笠岡市立図書館	6 名
・ 瀬戸内共同火力株式会社 本社事務所	35 名

② 方法書及び要約書を公表したウェブサイトへのアクセス数：6030 回

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

- (1) 開催日時 平成 28 年 2 月 8 日(月) 18 時 30 分から 20 時 30 分まで
- (2) 開催場所 福山市東部市民センター
- (3) 来場者数 44 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。なお、平成28年2月8日（月）に実施した説明会における質問も意見として取り扱った。

(1) 意見書の提出期間

平成28年1月26日（火）から平成28年3月11日（金）まで
（縦覧期間及びその2週間、郵送の受け付けは当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法（別紙5参照）

縦覧場所に備え付けの意見用紙などにより、次の方法で意見を受け付けた。

- ② 当社への郵送による書面の提出
- ③ 説明会会場に設置した質問箱への投函及び口頭質問

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は4通（意見の総数：5件）であった。

日刊新聞紙に掲載した公告内容

(中国新聞、山陽新聞、読売新聞、朝日新聞、産経新聞、毎日新聞)

福山共同発電所更新計画

環境影響評価方法書の公告

環境影響評価法に基づき、「福山共同発電所更新計画 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」という)を作成しましたので、次のとおり公告いたします。
平成二十八年一月二十六日

瀬戸内共同火力株式会社

代表取締役社長 西本 正英

【事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地】

名称 瀬戸内共同火力株式会社

代表者 代表取締役社長 西本 正英

所在地 広島県福山市銅管町一番地

【対象事業の名称、種類及び規模】

名称 福山共同発電所更新計画

原動力の種類 ガスタービン及び汽力

出力 二十三万kW級

【主たる対象事業が実施されるべき区域】

広島県福山市銅管町一番地(瀬戸内共同火力株式会社敷地内)

【対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲】

広島県福山市、岡山東部市

【縦覧の場所、期間及び時間】

一、縦覧場所 福山市役所(広島県福山市東校町三番五号)

八階環境保全課/福山市東部市民センター(広島県福山市伊勢丘六丁目六番一号)

二階東部環境センター/広島県東部厚生環境事務所・保健所 福山支所(広島県福山市三吉町一丁目一番一号)

瀬戸内共同火力株式会社事務所(広島県福山市銅管町一番地 一階/広島県広島市中区基町十番五十二号 南館)

環境県民局環境保全課/笠岡市役所市民生活部(岡山県笠岡市笠岡二千三百六十九番地十四 環境課/笠岡市立図書館(岡山県笠岡市六番町一番地十五)

二、縦覧期間 平成二十八年一月二十六日(火)から二月二十五日(木)まで(福山市役所、福山市東部市民センター、広島県東部厚生環境事務所・保健所 福山支所、広島県庁、笠岡市役所市民生活部、瀬戸内共同火力株式会社事務所は土曜日、日曜日、祝日を除き、笠岡市立図書館は月曜日、祝日、毎月最終金曜日を除きます。)なお、瀬戸内共同火力株式会社事務所においては、縦覧期間終了後三月十一日(金)までご覧頂けます。

三、縦覧時間 福山市役所、福山市東部市民センター、広島県東部厚生環境事務所・保健所福山支所、広島県庁、笠岡市役所市民生活部は八時三十分から十七時十五分まで、瀬戸内共同火力株式会社事務所は九時から十七時まで、笠岡市立図書館は九時三十分から十九時まで(ただし、土曜日、日曜日は十八時まで)。

【インターネットによる公表】

「方法書」は、次のアドレスにおいて平成二十八年一月二十六日(火)九時から三月十一日(金)十七時までご覧いただけます。
URL <http://www.setouchi-kyouka.co.jp/asesu/>

【意見の提出】

「方法書」について環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、事業者宛に書面にて意見書をお寄せ下さい。

一、意見書の記載事項

・氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

・意見書の提出の対象である方法書の名称

・方法書についての環境保全の見地からのご意見(日本語により意見の理由を含めて記載して下さい。)

二、意見書の提出期限

平成二十八年三月十一日(金)まで(当日消印有効)

三、意見書の提出先

〒七二一-〇九三二 広島県福山市銅管町一番地

瀬戸内共同火力株式会社 建設部 福山新2号機建設室宛

※意見書に記載される個人情報、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

【説明会を開催する日時及び場所】

一、開催日時 平成二十八年二月八日(月)

十八時三十分から二十時三十分まで

二、開催場所 福山市東部市民センター

(広島県福山市伊勢丘六丁目六番一号)

【公告事項へのお問い合わせ先】

瀬戸内共同火力株式会社 建設部 福山新2号機建設室

電話 〇八四-九四五一三七〇七

(土曜日、日曜日、祝日を除く、九時から十七時まで)

広報ふくやま（平成 28 年 2 月号）に掲載されたお知らせの内容

環境影響評価法に基づく「環境影響評価方法書」の意見募集および説明会 ④環境保全課(☎928-1072)

瀬戸内共同火力株式会社が策定中の評価方法書について、縦覧と意見募集を行っています。※詳しくは市④または縦覧の場所で確認

▽縦覧・募集期間…2月25日(木)(同社は3月11日(金))まで ▽縦覧場所…環境保全課、東部環境センター、県東部厚生環境事務所・保健所 福山支所、同社本社事務所 ▽意見書の提出先…同社

■説明会
 ⑤2月8日(月)午後6時30分～8時30分 ⑥東部市民センター

広報かさおか（平成 28 年 2 月号）に掲載されたお知らせの内容

福山共同発電所更新計画環境影響評価方法書の縦覧説明会

瀬戸内共同火力株式会社
 〒772-1109 三
 広島県福山市鋼管町一番地
 ☎084(9445)3707

◎縦覧について

方法書の縦覧期間 2月25日(木)まで※瀬戸内共同火力(株)本社事務所は3月11日(金)まで

(閉所日を除く)

縦覧場所と時間

- ・笠岡市環境課 8時30分～17時15分(土・日・祝日を除く)
- ・笠岡市立図書館 9時30分～19時(土・日・祝日は18時まで。月曜日、祝日、毎月最終金曜日を除く)
- ・瀬戸内共同火力(株)本社事務所 9時～17時(土・日・祝日を除く)

※事業者ホームページhttp://www.setouchi-kyouka.co.jp/asesu/でもご覧いただけます。

◎説明会について

日時 2月8日(月) 18時30分～20時30分

場所 福山市東部市民センター

意見書の提出方法 瀬戸内共同火力(株)へ提出してください。

意見書の提出期限 3月11日(金)まで(当日消印有効)

当社ホームページに掲載したお知らせの内容


▶ ホーム ▶ アクセス

会社情報

環境影響評価

会社情報

会社概要

沿革・組織図

企業理念体系

福山共同発電所設備概要

倉敷共同発電所設備概要

アクセス

採用情報

福山共同発電所更新計画 環境影響評価方法書の縦覧及び説明会について

当社は、福山共同発電所更新計画 環境影響評価方法書(以下、方法書という)及びこれを要約した書類(以下、要約書という)を、環境影響評価法に基づき以下のとおり縦覧いたします。

1.方法書及び要約書の縦覧について

(1)縦覧場所、縦覧期間等

縦覧場所	縦覧期間	開館時間	備考
福山市役所環境保全課	2016年1月26日(火)から 2016年2月25日(木)まで	8:30~17:15	土曜日、日曜日、祝日は除きます。
福山市東部市民センター			
広島県東部厚生環境事務所・保健所 福山支所			
広島県庁 環境保全課			
笠岡市役所市民生活部環境課			
笠岡市立図書館	[瀬戸内共同火力(株)本社事務所では3月11日(金)まで閲覧可能]	9:30~19:00 (土曜日、日曜日は18:00まで)	月曜日、祝日、毎月最終金曜日は除きます。
瀬戸内共同火力(株)本社事務所		9:00~17:00	土曜日、日曜日、祝日は除きます。

(2)インターネットによる公表(電子縦覧)

方法書及び要約書は、当社ホームページにおいても閲覧いただけます。
<http://www.setouchi-kyouka.co.jp/asesu/>
 (閲覧期間:2016年1月26日(火)から2016年3月11日(金)まで)

2方法書の説明会

(1)開催日時

2016年2月8日(月) 18時30分～20時30分

(2)開催場所

福山市東部市民センター(広島県福山市伊勢丘六丁目六番一号)



3意見書の提出

本方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要な事項をご記入の上、当社宛てに郵便にてお送り下さい。

(1)意見書の記載事項

- ・ 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ・ 方法書についての環境の保全の見地からのご意見(日本語により、意見の理由を含めて記載して下さい)
- ・ 意見書に記載された事項につきましては、「福山共同発電所更新計画 環境影響評価方法書」に係るご意見として収集するものであり、この目的以外には使用いたしません。

(2)意見書の提出期限

2016年3月11日(金)〔当日消印有効〕

(3)意見書の郵送先

〒721-0931 広島県福山市綱管町1番地
瀬戸内共同火力株式会社 建設部 福山新2号機建設室 宛

(4)意見書用紙のダウンロード

[意見書様式\(PDF\)はこちら](#)
[意見書様式\(Word\)はこちら](#)

(5)お問い合わせ先

瀬戸内共同火力株式会社 建設部 福山新2号機建設室 電話084-945-3707
(土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

[▲このページのトップへ](#)

会社情報

会社情報

会社概要

沿革・組織図

企業理念体系

福山共同発電所設備概要

倉敷共同発電所設備概要

アクセス

採用情報

環境影響評価

福山共同発電所更新計画 環境影響評価方法書の電子縦覧について

福山共同発電所更新計画 環境影響評価方法書(以下、方法書という)及びこれを要約した書類(以下、要約書という)を、環境影響評価法に基づき公表します。
また、方法書の説明会を開催します。

※方法書及び要約書は2016年3月11日(金)を過ぎますとご覧になれません。

印刷及びダウンロードは「あらし」のみに限らせていただきます。

電子縦覧は Internet Explorer と Adobe Acrobat Reader での閲覧を推奨します。

1.方法書, 要約書及びあらし
(1)方法書

- ・ [表紙・目次](#) [749KB]
- ・ [第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#) [689KB]
- ・ [第2章 対象事業の目的及び内容](#) [2,650KB]
- ・ [第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況\(1\)\(自然的状況\)](#) [8,149KB]
- ・ [第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況\(2\)\(社会的状況\)](#) [7,884KB]
- ・ [第4章 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果](#) [3,426KB]
- ・ [第5章 計画段階環境配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#) [1,152KB]
- ・ [第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#) [4,425KB]
- ・ [第7章 計画段階環境配慮書についての関係地方公共団体の長の意見及び一般の意見の概要、並びに事業者の見解](#) [1,052KB]
- ・ [第8章 発電設備等の構造若しくは配置、事業を実施する位置又は事業の規模に関する事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容](#) [778KB]

(2)要約書

- ・ [要約書](#) [21,897KB]

(3)あらし

- ・ [あらし](#) [541KB]

また、方法書及び要約書は以下のとおり縦覧しております。

- ・ [方法書及び要約書の縦覧場所, 期間, ご意見の提出期間等](#)

[▲このページのトップへ](#)

福山市ホームページに掲載されたお知らせの内容



現在地 [トップページ](#) > [担当部署で探す](#) > [環境保全課](#) > 福山共同発電所更新計画 環境影響評価方法書の縦覧及び説明会について

福山共同発電所更新計画 環境影響評価方法書の縦覧及び説明会について

[印刷用ページを表示する](#) 掲載日:2016年1月26日更新

環境影響評価法に基づく「環境影響評価方法書」が送付されましたので、縦覧を行います。また、その説明会が開催されます。

対象事業について

事業者

瀬戸内共同火力株式会社(福山市綱管町1番地)

事業名称

福山共同発電所更新計画

発電所の原動力の種類

ガスタービン及び汽力

発電所の出力

約23万kw

事業実施想定区域

福山市綱管町1番地瀬戸内共同火力株式会社敷地内

縦覧について

期間及び時間

平成28年2月25日(木曜日)まで(土日等閉所日を除く)
 ※瀬戸内共同火力株式会社本社事務所のみ3月11日(金曜日)まで
 自治体庁舎:午前8時30分から午後5時15分
 事業者:午前9時から午後5時

場所

福山市環境保全課(福山市東桜町3番5号 市役所3階)
 福山市東部環境センター(福山市伊勢丘六丁目6番1号 東部市民センター2階)
 広島県東部厚生環境事務所・保健所福山支所 衛生環境課(福山市三吉町一丁目1番1号 第3庁舎5階)
 瀬戸内共同火力株式会社 本社事務所 総務課(福山市綱管町1番地 1階)

インターネットによる公表

事業者ホームページにおいても公表されています。
ホームページURL
<http://www.setouchi-kyouka.co.jp/asesu/>

意見書について

環境保全の見地から、書面にて意見書の提出ができます。
ご意見のある方は、意見書に必要事項を記入の上、提出先まで郵送してください。

期限

平成28年3月11日(金曜日)まで(当日消印有効)

説明会について

日時

平成28年2月8日(月曜日)午後6時30分から午後8時30分

場所

福山市東部市民センター(福山市伊勢丘六丁目6番1号)

提出先及びお問い合わせ先

〒721-0931
広島県福山市綱管町1番地
瀬戸内共同火力株式会社 建設部 福山新2号機建設室
電話番号:084-945-3707

このページに関するお問い合わせ先

環境保全課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号本庁舎8階北側

直通

Tel:084-928-1072

Fax:084-927-7021

☎ [お問い合わせはこちらから](#)

[前のページに戻る](#)

[このページのトップへ](#)

[リンク・著作権・免責事項](#) [個人情報保護](#) [アクセシビリティ](#) [リンク集](#) [電話番号・メールアドレス一覧](#)

福山市役所

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号

電話番号:084-921-2111(代表)

開庁時間:午前8時30分から午後5時15分まで(土曜、日曜、祝日、年末年始は除く)

Copyright © 2014 The City of Fukuyama. All rights reserved.



ばらのまち福山

笠岡市ホームページに掲載されたお知らせの内容

笠岡市 Kasaoka City Official Website
はじめの方へ | 携帯サイト | サイトマップ
市のプロフィール | English | 中文 | 한국어

色を変える 白 黒 青 文字の大きさ 拡大 標準

総合案内 | ぐらしの情報 | 企業・事業者 | 観光・施設情報 | 市政情報

Google*カスタム検索 検索

トップページ > 組織で探す > 環境課 > 福山共同発電所更新計画 環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催について

福山共同発電所更新計画 環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催について

印刷用ページを表示する 掲載日:2016年1月26日更新

福山共同発電所更新計画 環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催

瀬戸内共同火力株式会社が、「福山共同発電所更新計画に係る環境影響評価方法書」を作成し、縦覧しています。また、その説明会が開催されます。

方法書の縦覧期間

平成28年1月26日(火曜日)から2月25日(木曜日)まで
(瀬戸内共同火力株式会社本社事務所は3月11日(金曜日)まで。閉所日を除く。)

方法書の縦覧場所と時間

- 笠岡市役所市民生活部環境課(笠岡市笠岡2369-14)
8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日を除く)
- 笠岡市立図書館(笠岡市六番町1-15)
9時30分～19時(土・日曜日は18時まで。月曜日、祝日、毎月最終金曜日を除く)
- 瀬戸内共同火力株式会社本社事務所(福山市綱管町1)
9時～17時(土・日曜日、祝日を除く)

※事業者ホームページでもご覧になれます。

<http://www.setouchi-kyouka.co.jp/asesu/>

説明会の日時

平成28年2月6日(月曜日)18時30分から20時30分

説明会の場所

福山市東都市民センター(福山市伊勢丘六丁目6-1)

意見書の提出

平成28年3月11日(金曜日)まで(当日消印有効)

意見書の提出及び問い合わせ先

瀬戸内共同火力株式会社

広島県福山市綱管町一番地

電話:084-945-3707(土・日曜日、祝日を除く、9時から17時まで)

このページに関するお問い合わせ先

環境課

〒714-0081 岡山県笠岡市笠岡2369-14

代表

Tel:0865-62-3805

Fax:0865-62-3904

✉ [メールでのお問い合わせはこちら](#)

↑前のページに戻る

↓このページの先頭へ

[個人情報取り扱いについて](#) | [免責事項](#) | [このホームページについて](#) | [RSS配信について](#) | [ツイッターについて](#) | [広告の募集について](#)

[笠岡市\(市役所への行き方\)](#) ※開庁時間:月曜日から金曜日の8時30分～17時15分(年末年始祝祭日を除く)

〒714-8601 笠岡市中央町1番地の1 [組織別連絡先一覧](#) 総合案内:総務課(0865)69-2121

Copyright (C) 2011 Kasaoka City All rights reserved.

第2章 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、事業者に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は5件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

1. 大気質

意見の概要		事業者の見解
1	<p>福山市では右肩上がりに肺がんやぜんそく等の呼吸器疾患が増加しています。</p> <p>光化学スモッグや SPM(特に PM2.5)の環境基準は達成しておらず、これ以上の負荷は大変困ります。</p> <p>高炉ガス及び混合ガスでも、SPM(特に PM2.5)の排出が起こると思われませんが、低減のための施設・設備はどのような方式で行われるのでしょうか。</p> <p>また、万全の対策でこれ以上の環境負荷が起こらないよう願いますが、予測ではどうなのでしょう。</p>	<p>新 2 号機は湿式電気集塵機を設置することから、浮遊粒子状物質 (SPM) のもととなる排煙中のばいじんについては、$0.005\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$とする計画であり、廃止する 2, 3 号機の $0.05\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$ に比べて低減します。</p> <p>今後、環境調査及び予測、評価を実施し、その結果については準備書に記載します。</p>

2. 水環境

意見の概要		事業者の見解
2	<p>福山港の水質の汚れはどこが原因ですか。カキやナマコが昔は生息していたが今は生息していません。</p> <p>少しでもよい環境を作っていただくようお願いいたします。</p>	<p>福山共同発電所から排出する排水は、排水処理設備で適切に処理しており、新 2 号機の建設工事及び運転開始にあたりましても、これまで通り関係法令ならびに公害防止協定を遵守し、環境保全に万全を期してまいります。</p>
3	<p>計画では温排水について、何度くらいの温水が、日量何トンぐらい排出される予測ですか。</p>	<p>新 2 号機の海水冷却水の取放水温度差は 7°C、冷却水量は約 $59\text{万 m}^3/\text{日}$ とする計画です。</p> <p>廃止する 2,3 号機の取放水温度差は、それぞれ 8°C と 9°C、2,3 号機の合計冷却水量は約 $74\text{万 m}^3/\text{日}$ であり、新 2 号機の運転開始後は現状に比べて低減します。</p> <p>今後、環境調査及び予測、評価を実施し、その結果については準備書に記載します。</p>

3. その他

意見の概要		事業者の見解
4	共同発電所更新による環境調査の説明ですが、JFE 福山製鉄所と一体の調査と理解していいですか。	<p>環境調査については、環境影響評価法に基づいて、事業特性及び地域特性を踏まえ環境影響評価項目を選定し、本事業の実施者である瀬戸内共同火力(株)が福山共同発電所及びその周辺で実施しています。</p> <p>今後、環境調査及び予測、評価を実施し、その結果については準備書に記載します。</p>
5	このたびの説明会は法律で定められたものですか。	<p>環境影響評価法では、方法書と準備書の段階で説明会を開催することになっています。</p> <p>このたびの説明会は方法書の記載内容を地域の皆様にご理解いただくために開催させていただきました。</p>